天馬異聞

洋学文庫
文庫8
C 316

天馬異聞

全

現有唐地、外夷入寇風聲、今蒙

憲問、俱已知悉。今于十二月自乍浦閩粵之間、大概情由摘述于左、近

因唐山諸処俱用阿片、以致害人性命、不為不多。故自去年以来、

不許外國毋帶阿片買賣、唯尹處商船、抗不从命。復于去年

春、廣東地方、許多罌粟来、即經奉聞

京師、即遣福建府官員林則徐、着令盡數交出、焼燬、將来嚴

飭停办、外夷種々倔強冒求、因將數十人處于死罪、示後

去年秋九月十八日臨其冩帆時、數艘船上放炮、死傷俱多、吏

令嚴加備御示、至于恪遵唐山法令之、外國船仍舊准令

貿易唯獨尹夷商船有此悖乱不復允准詐知今子年
夏六月初七日寧波府口外有尹夷船四十八艘到来次日直
逼舟山定海縣與此処官兵放砲廝打各有死傷而捻兵
官死之知縣驚惧无措投身城池去一死所在居民亦各駁馬
惶四散奔走柔虚奄集取一縣此縣周囲有十五小港毎港分撓
二三艘各処上岸発掘坟瑩搬取石牌城外再築一層高墻
剖據在内又于六月念四日尹夷船一隻闖近乍浦港口即在城
内放砲打死尹夷九人該船亦放炮打毀城門轟死居民十一
人民各奔大京亦棄家逃遁尽到蘇州左右避難又于九月二十日
寧波府内餘姚縣又到一艘各処窺伺此処居民数万名馳
集防御不両相廝打之際船上放大炮二門只因此処海底甚浅
随潮進退或深或浅尹夷不諳地理妄放大砲因势閣浅
船破沈水恰得数万居民追逼廝打寡不敵衆放下小
船逃去止生擒廿一人内有女人極其驍勇被他打折鎗刀数
十根乃知此女尹夷國第三公主也尹夷无奈退據定海縣
馳書相求如交还公主原忍将所奪集定海縣退还如或見
殺傾國発船誓必相報等語今有寧波府調来満洲
大将軍伊里布率領二万余兵駐扎守御不該伊里布回

書云如要公主即將各船所有大砲并諸軍器盡數交
出且退定海縣往廣東地方如有所求稟知縣處官府其公
主駁送到廣交還云云我等恐被欺騙尚懷疑惑無面所
答今尚在定海縣屯駐日間上岸入夜歸船日日如此因此不但
寧波府一處各處汛地封口不許出入嚴加防守直至十月底方
許商船來往今年夏節有此爭鬧況為時不久兩局採船
三隻又商業難以接濟然而自約束以來專以交易信義
為重竭盡心力如或一節久嚴嘗此
貴國憐恤商情已有因恩今自春以來深洽

厚子沢豈不幸負為此雖遇我等入寇不暇顧慮発丹二
艘雖曰天意遭其狂颶力難鬪駛不得已回唐虧本諸大
如被袖手无策何以仰副尊丹是教之意欲圖报今冬
発販五艘以表信義成敗由天兩局財東放胆丹理仰体
諄諄諭情由俯垂鑒原其我等既有質賞月下光景諒
至明隻之間事体諭問略述其際

天保十一年庚子十二月

各丹船主財副

小曲云花唱云那傍呀来了一貫丹待奴向前去商量且唱云公门裡貫

此是我言、毎日街方走一遭、亦字言如是讀、

天馬異聞

西洋距元千八百三十七年十二月十七日　寛永十四年十一月朔日比

晴　天南風

或人来て云ふ曰有るのことの等領主を恨み徒党をして兵を起動し歴々の有司城
殺害し役人の住居を焼き払ひ乱妨制止すべきにもあらず役人等を堀川に沈め此聞く
高くして近隣の国々は去年の飢饉に人をあつめし道路に人数を出せる千有余と又同所に聞
之領主となりて個境を守るのみならず浮の小下知のなきに井八世津八なし抑
此騒乱の起りは人の飢饉の為にて無程聞れは人の領主を八方より寄せ来るの主としては又ならずき
又有馬を拝領し説きて家に事ふれし附表の領主の老臣の為めに危ふく踏て去の
如きなりし故一向に扶持を離し浪人となりし浪花に隠居して我が家に居らしめ十
なりしに勢ふる事に於て彼者どもを率ゐし謀じ深く方あるく農民となり
ありけるが其党の此の者共は兵たりと雖ども術は能く妹を夏なる兵を
者として農業に心を尽し又其有馬の新参租税の数を更て増し
彼らが力及ばぬ思をなしけるにして傍り取りかくしてする時は数く此を打擲く
浪人に縛り揚げ従がり胴をそへに焚を差付け火を掛て焼殺しなどを云ふ

されハ公刑に逢ふハ只[illegible]をのかるゝ[illegible]一決し[illegible]といふ或ハ[illegible]
あらんとて[illegible]を[illegible]して[illegible]
[illegible]なりや新[illegible]刑法ハ[illegible]なれハはや世の人[illegible]
[illegible]の例に[illegible]彼[illegible]の心[illegible]
[illegible]して[illegible]刑の[illegible]を[illegible]
[illegible]行せや[illegible]有馬[illegible]の世を[illegible]
[illegible]の事なれハ[illegible]事を[illegible]て[illegible]の
[illegible]租税の[illegible]を[illegible]事なく[illegible]
[illegible]て一[illegible]の[illegible]
[illegible]の[illegible]て[illegible]
より[illegible]文[illegible]て彼の[illegible]の[illegible]租税を[illegible]
[illegible]道[illegible]して[illegible]を[illegible]の刑[illegible]を[illegible]のこ[illegible]
[illegible]を[illegible]事[illegible]
一旦[illegible]の[illegible]の切[illegible]の[illegible]

十九日 十一月三日比

[illegible]を[illegible]して[illegible]を[illegible]のも[illegible]
天草[illegible]有馬の[illegible]を[illegible]重き[illegible]を[illegible]し又ハ
[illegible]事[illegible]

二十六日 十一月十日比

有[illegible]切[illegible]彼の逆徒[illegible]を[illegible]力を[illegible]せて有[illegible]
[illegible]を[illegible]切[illegible]の寺[illegible]を[illegible]る[illegible]の[illegible]
[illegible]切[illegible]の[illegible]を刑[illegible]
[illegible]を[illegible]て[illegible]彼の[illegible]の[illegible]
[illegible]一万人[illegible]の[illegible]の逆徒[illegible]
[illegible]を[illegible]一[illegible]八千[illegible]の人[illegible]
[illegible]て[illegible]
一逆徒等有馬の[illegible]を[illegible]の人を[illegible]
[illegible]を[illegible]て入[illegible]の[illegible]の[illegible]
人[illegible]一人[illegible]の[illegible]を[illegible]首を
[illegible]逆徒[illegible]

千六百三拾八年 第一月三日 十二月八日比

[illegible]三千[illegible]の[illegible]人の[illegible]月の[illegible] 十二月十日比
[illegible]逆徒の[illegible]年の[illegible]
逆徒の[illegible]一[illegible]の[illegible]の[illegible]
[illegible]逆徒[illegible]

恐らくハやうて又有馬の逆徒の屋ニ来りてか何城へ〔しゆうん〕甚た多く
すみ八けれ八底気の多く双方より粗細を揚て合図を待し也
頼くハ有馬の皆の来りてちとりく此徒の逆徒共を打掃ひ活
先く待ちし兵ハ海に上りて逆徒共を撃中ん上相談
何故と武器を捨け弱く彩有成りて御手ゆうん彌縦と弱し
我く味方ホ負け作く人を打ちて跡ニハ打しと其しく云れハ
唐津家にまし致され悦んで武器を取らく弱の者を打取る
それ此所彼方にいふ事なく多く事なし
逆徒共唐津勢の者鉾けて少勢にたちをしとらて大勢ありし
出て来る事なし行つらんて船の岸にらくかく引取さて逃け出ひ居り
後に其人ハ弱りし又寄せりし船をしらやで年日岸に来
わりし逃上るも有て一度して来りし二人夜の宿所を頼んと二夕年
乃人致凡そ

八日 十一月 十三日也 [illegible]

有馬の逆徒二組に分かれしを二組ハ彼岸をもって一組ハ有馬の城に押寄
としして我を挑ミし城内の兵を乃て合を退しなく出て逃る
兵遂し彼様岸乃ち船を返して城に向ひ彼様兵と語らふて海を渡り
厩への岸に多く寄しる逆徒共を一揆に向わ浦の夜物を尽し十文字

船を用ひ小刺り射ありシントヤアゴオといふ大筒を合図として先ハ
軍陣の秘計をホルトガルか軍陣の時用る所の船にて文筒より打出し
人数の内の一組ハ人馬共に出し方へ浦入てそれ甲冑の事にして儀ニ起出
所役逆徒共所を見る皆討しとも城兵乃内よ底関ひ岸陣より逃れ
又岸陣の逆徒の有る後へ兵の塩船隠城下にて所のとの此落動小岸をなし岸陣
沢とおり方よ有なし岸陣を守乃守衛しとりし

十五日 十二月 朔日之

今日の分まで城内の雌折分量を月十二月二十の日 十一月十 四五日也 平戸より来る有馬逆徒の兵粮
皆々待囲ある舟共合徒の出なりしとなし

一天草より浮逆徒の逆徒として桐津り天草海に寄せんとする小天草の逆徒の数八
唐津の兵勢を打返し抗思ひなりとて又今夜とも武器を乞ふし只なる也
船隊を殊見一要用の職人彼岸の隊薬を入て岸乃を向し七十振して逃りし
ゑ兵の長崎へ入又年ハなけれとも打又更ニ舎を済ふ有馬の逆徒のか
若城を乞しかハ有馬逆徒らし来りて許諾して皆囲く鎧兵器を撰乃入百
の船に兵並兵器附の関に御預けありハ兵器了天草勢を押寄せて夜
さらに攻ありしら思ひの外の日本し三百余人討取し漸く引返く此
此前日の夜唐津より加勢の兵千五百人を添せしを逆徒とし知らけれしか

籌策一覧録せしなりとぞ

十七日 十二月二日

平右衛門太膳及留守居に申付て見合候得ば、板倉内膳正并に石谷十蔵目付として大膳及道頭を以て加勢
松倉の有馬の逆徒追討に出張ある処、逆徒籠城に及びしを大膳及道頭を以て加比丹
御通達より此度逆徒追討に平右衛門の船は出さるに及ばず、阿蘭陀人にかしこまり候て支度
支度せしの御事なれば、阿蘭陀人に申付て仕度に及ばず候得共、飛船の兵具の用に申付て
此の者は此方は有馬原城の出張り、鉄砲の用意させ、城の備えとして勝負を決せし
ならんとて別に申付、申付けの趣なり。有馬逆徒の討手には有馬公を始め
右は佐賀の鍋島、筑後の立花、肥後の細川公に申して援兵を出させ、両手の兵士二万二千余人を以て責め
有馬の勢も大義の様子を見るの上にて加勢を以て逆徒等として攻め寄せ
然る処に防禦の為戦事は相図りて逃げ出るの時に出て寄せきて向有馬勢前
成る者も身を惜しまず其付従ふて出て此職を以て寸暇も無し
右文書の討手には原城を取り囲み、佐賀鍋島は近国の肥後の兵を以て柵を構へて
立花の陣を以て其の間に命令を以て有馬の兵を逆徒の前を防ぐ
罪せんとて此の事なりしかば国を守らん人は方策をもって安くして候勝を得へく
其の事なるよし、右衛門の兵は共に討ち入り、鍋島の兵を積み、天下の為に之を引
出す共兵大軍にして推寄する有馬の勢は凡そ一万五千余の上を越し、原城の勢は
凡そ千人程にして右衛門の逆徒の数は殆ど大に思ひよ逆徒の勢は右衛門の勢のみ候え又

難かるべしと待ちても原城の兵共に若き者共は蒐て其の兵と防く為は猶預との事なし
ちと何れも手負て御仮の附役等頭なる者の銘台一ツの刀を以て保ち得ぬ
に付ても此度討死仕るべしと右衛門の衆中にしてなりけり
一方村の衆は付て其頭目者共の両相は式部之と忠節を抽で出上げ切支丹宗門に志す
なき輩の者として一切捕

十八日 十二月四日

書状と鍍酒を添え数の菓子を平右衛門の為に贈り、有馬の出張の兵士に与へて内膳正へ献
上させ又長崎の両奉行より三郎兵衛と飛脚を以て献上させる、諸酒は来る例の如く仕る長崎の平蔵
より通詞を以て相届ける、何事も御用あらば兼ねて申遣はすべし
一本久兵衛は勝手にしてより有馬大軍の逆徒とも皆白旗を掲げ来りて降参して指を
立て降参の為に出て此の方へ来るとて兵をおさめ、鎮台の仰せを申上げ、八十五艘を
数へ取り切支丹として猶も預りて相果てなんと詫せよと申

十九日 十二月五日

二日の朝より有馬公と留守居の浦右衛門よりの申すところにより中途にして佐賀の兵三千五百艘にて
佐賀の兵を送らせんとして又有馬公より付き出て守る依然の附の長崎奉行より相分りて
右れは着く兵として逆徒等は途中にて寄る事と十日あまりにて立て千一艘に傭人を立て
て其兵を入城ある事にて送り届けしなり

一此書の逆徒ニ係ル事の書あるは日限ハ第一月廿一日前日本の十二月七日と同じ
ありつるべし

二十日 十二月十六日之

今日官軍此港に唐津よりの兵来る兵船都合三艘碇を下し潮満し様なく
官兵ハ城ニ来出し直ニ河内港ニ錨泊せしむ

廿三日 十二月九日之

唐津公兵船とゝに猶河内港に泊り日数を定めて兵出されし八行等の
事ありし事を報ず

二十四日 十二月十日之

唐津の船より官兵を乗せしめ出帆せしむ

二十五日 十二月十一日之

内藤公へ兵を出せしめ便宜日々官方小倭寇を着し此兵へ援兵を遣りしかも官軍よりも右を託され
て猶も兵を出し兵数を増し雑兵を率ゐて申渡し渡し加兵丹へ下
きまでし河内港に泊る

廿七日 十二月廿三日

一平藏公より書状を以て有馬殿の兵用に火薬十二百斤斗り入て自分方に兵
越しし此中へ来ハ猶乃ち船ニ此港に入て再帆し渋する火薬を求め尽し兵を揮て送る

廿日 十二月十七日

国公より書状を以て来り送りし火薬ハ猶も入らぬ河内港に船ニ二艘ありて八兵を出し
来り火薬の之しきもの新河内港へ来り兵船を寄せし其火薬を誘き援して長
崎にて取り製する火薬は出来る上は右は皆ハ此度の御用にも立ちし浮帆の得る事
出船を出して出帆せし八日と流氷にて戦ある

第二月三日 十二月廿日之

此年の逆徒とも皆と有馬に逃げ取りて一群となりて兵八右馬の兵へ数二万人と入りし事
但此年乃逆徒の内僅か二十人程ハ唐津の兵に捕へられ此年ハ出兵平定し兵士等に命じ
肥後勢ハ兵数は河内へ陣を有馬に押寄せる唐津勢と海を渡りて此兵は国に帰り
申し候

六日 十二月二十三日

当月六日の日に討ち当主乃ち兵の者職官小伊勢職役等守衛を出し兵士等兵を投
て出し彼を以て兵籍を改め是等を定めて取りて討死二千人程あり他は兵の者内藩士の

極月に至りて長崎奉行より通辞に申付られハ内膳正と長崎奉行と称之伴の
者を遣して阿蘭陀人に申付る此者共ハ我船を揃ふる者自由に職業の者共に
二三月の末頃に至りて成らんとするにより本國の船を遣さんとて紋所の船に乗り
待ちしに此者共阿蘭陀通辞の者に申して長崎奉行ハ命して直に参りて
の事なりと云

十日 十二月廿六日

大坂城代の使者を以て有馬の陣に詰ける内膳正と長崎奉行より阿蘭陀人に
命じ遣したる二十余人をして大砲を積る事を命じ此年の阿蘭陀船レイプと号する船より
出し日本の船に乗て進る

十八日 寛永十五年正月五日

有馬より飛脚を以て同月十七日に上使之軍の板倉内膳正討死の事ハ石谷十蔵の職
急ぎ江戸の御老中伊豆守と二年石谷の事文を以て討伐の兵粮其ほかを渡し
かれは其事を内より渡し手を決せんと思ひつつ其での事なりとし
等を備へ鉄砲其方の人数を以て攻むべし 板倉重昌討死の石谷ハ其肩を鉄炮にて

お咎めの如き事も及ばずと云ふ
二十蔵より書状をもって阿蘭陀船レイプの者を呼よせて出帆を命ぜし但し同月廿二日
日本の船に乗て此日迄に長崎の往来をなし阿蘭陀人ハ長崎を出帆して遣ハさる由申来れ

十九日 正月六日

今朝四ツ半時より通詞レイモン及びせんとて加比丹等通詞に遣る所の書状ハ阿蘭陀に
阿蘭陀船の職の大砲を備へ有馬表へ長崎奉行と石谷と右衛門より御城の
よりて其船を出して其地に着くべしとて加比丹より出帆の船に申
フウレツイスノ者云ふ所ハ阿蘭陀の御意を以て出帆する事を許し後に参りたる八十余
職員の中此船の積荷も取寄せて則ち此時出帆し後に参りて申すにまかせ
二十余人の者加比丹より申来りて遣る所の職人等の者の職に依りて

廿一日 正月八日

翌朝早く出帆して阿蘭陀船レイプに乗て出帆せしむるの中で長崎を出帆して
遣すの阿蘭陀船二艘此所に着く阿蘭陀人等を一同に申し其後の事を以て
海の様子を三艘ハ其手より相待つ

二十二日 正月九日

翌夜の風にて船所々に漂うて其の後潮風に逆ひつれハ長崎の沖にて鉛を
此度海の様子を三艘にて其ことを以て通詞レイモン其上加比丹有馬の陣へ

廿三日 正月十日

やうやく此船の中にて十人ばかり死亡を清めて参らせんとす

有馬よりの早船一艘阿蘭陀船に着て申して八日月十二日廿七日に長崎を出して石火の
ことを命ぜられて其仔細を尋ぬれば文此船の人其持の事と

揖頭ハ会追の本船を北西の風にまかせて又前の二十余里ばかりに志摩の海を走り
て船路よりし

二十四日 正月十一日 晴天ハ西南

風平かに穏なれば任せ帆をかけて走りしか暫く追ひつける所に午後に有馬に着し
此所職方より何かしら宮まて来りて船ハ海上ハ宮様等役にて海底ハ本所なり
わかくて本人付して申すれば通詞レイモン小船より来りて何か御用にてかへし手にとも出
加比丹に会せ船にて御用を承りて御用ありて又宮よりしたる本人付て委細をきゝし上
様なれば御感心の事なり又其後更に御船造りの船よりしの二三日の末用に
来りて見せて候はゝ職方を承り抜き海陸より大砲を打ちて鳴らして其用を
済し云
一ツの船して之を渡しまして候ての御陣より職方より大砲を打ち出して鳴しら彼方よりの返し
来ハ有りし様子

二十五日 正月十二日 晴天ニテ北東風

職方の御手の方に新に取葉して罷り出て閣下より手紙付て本国の老臣内に
大いなる役船を来て加比丹と云ハ通詞レイモン目通して御返しの御陣を来りて
との事なり其後よりて来りて右之年頭の許可しかは御役人の申渡しを
御呈上の節申付けての事にて評ち年頭の目付して御返し船より打ちしを

ときて御宿道にて来りまする其挨拶ハ御奉行の何蘭陀船にて述へし御目見を加比丹
にてあたり御手前別ニ船ハ何事にて御尋ね加比丹ハ参るやう申す此度船
年の御意識き節ニ両者にて番船ハ出帆後にて又加比丹自身参る由
に来りての事にて御奉行の御裏ニ加比丹ハ別の所迄何蘭陀人三年前より日本の御用に立
事なれば云ハ事成候て我々の付前にて来り従来の本にて渡り丹職を押して御奉公
せよと仰付られし左門云ハ御年此度出精して功をなせしかれとハ其後の本にて頼みしかを
云にありて又年頭に向ひて通詞阿蘭陀より進上する五挺の大砲備へて宜く御心得あるべし
進物等ありて礼は便利なれは御いつけ拝辞し奉り年頭とも其方船に行
先之通りの御付添して船中の事を成すへし申渡し閣下ハ船中一通の御目通り有て御礼
申上云々御奉行ハ居留宿の菓子饂飩を御馳走し大砲を右連れて上陸して方々
陣の見廻り御丁寧に御見ての御陣を見て加比丹中に云ふ大砲を放ちて一場に向て御礼の陣内
ならしむ場所のことし職方より同じく御役の煩討の術ハ利なり難しとて年頭二八
云にあたりて阿蘭陀船より来りて御心を付たるさん此船の海ハ遠くて船にて
職方通して御船役事にて御役を取りて備へて事なれは其跡を退きして開る
火器の仕方の大なる事にて御見に入れし其事成しおかれて申し又は通詞らん
帰れ明日とも又向へての通知して拝辞して左門云へ来りて出帆の由申し

二十六日 正月十三日 天気よく風穏にて前の如し

尚年付添船にて御帰りなり

今朝加比丹通詞レイセン大砲并一同上陸し平左衛門にて相伺ひ右衛門との出張に来る者門に
加比丹は此日中何置きある懐中時計の方容易に文字を書き扇を張て之を示す
味方の陣所と職掌と相見え出来る懐中は此し得て又来る扇子は猶以て親方
甚だ得た事也中に在るもの遣して作りたる家文は木にて最も製図に描いて家
出来るには是れ西洋船の旗の絵を写し出て投げ与れは瑠璃職掌の心付の
ある所のもの又宮に入りて此の中にて見れは職掌の図を以て出来る西の中国人を見る
同時に作りたる所に此方陣と家形は最初の所にて文職掌の図を出して是れ
本船今ある也し味方の陣に見れは出る所の物を渡して出る
出居る者行て古畢りて二年左衛門を出居る様に出て申し聞くの出る此の所
此の心の紙中に捨てし文字抱へ置く所を蔵めて又大砲を出る
出来る者日は十日に職掌分と船に向け大砲を出る所の宿所家に一人を出る
り利

二十七日　十二月二日　天気余寒も同様にて風は東北風

手紙に平左衛門并其外之人船に乗りて大砲を打つ事也しかと通詞共の則大砲を
加比丹は平左衛門と一同に上陸して彼平左衛門に逢て見る大砲にて申し挨拶を致し所の陣所
待ち入て水を出し候へと申して平左衛門に送られたる火薬用ひてさて出る所
一加比丹上陸するに付き船役の者共は是を船を職掌に返して火薬を出する事中何かして場を報せむ

二人方加比丹船より出る今日船より大砲を二十五度打しく候

二十八日

今朝平戸府にて加比丹之通詞レイチン大銃を前に出し待等之人上陸し平左衛門の許へ出て
御備ある大筒取り出して是を三度に打ちて候へは又出る所の其外の役人共に出て
右方此役を出る所の通詞にて二十発打ち右方其て宮にて出る今日船より大銃を
しつる石の火薬を出る所の成る様ハ相談して本船に帰る
一今日阿蘭陀人方より大砲を取り出して一発にて陣所へ職掌より来人の男出陣の間にある門に
出て来り味方の陣に出て今日船に向ひ火矢を射出し向けて何にても出し返事は出さぬや
見る物中にて其文ハ船を其のあたりに出る所の此役目出る中に在る人中にある天草郎の者共に
出る所の所も自然其後諸人ハ作り通ひて出る所の申し候ては村方役の人々に出る事も出来る
あるらしてある所の此職掌に出して帰る
一今日阿蘭陀人の方より大筒を打出す事船より大砲を打利候ての加比丹出来る所にて帰る
切ありる事也

第三月一日　十二月四日　雨天風強く候

今日船中の大筒を平戸へ出し出す
一此日役の者共に言ひ付て天文の所を出して披見せしめ其文を書き記し写す事ハ松倉長門の居候
今日出る文は出る者にて召せハ左ても安楽の身分何にも構はず宗旨の事ハしかと申す
しかる二天上より其々に相成り程文の最後の様子を申し候へ共其外の事に付き又付にて之を云

さる一ト雲龍寺ゟ[illegible]少將の上意を[illegible]し右[illegible]後なる城[illegible]して[illegible]の大砲
を[illegible]八識を[illegible]事[illegible]千や[illegible]事[illegible]日本國中[illegible]之の何[illegible]
ん[illegible]へのか[illegible]事や[illegible]事[illegible]として守[illegible]

二日 二月十七日 天氣陰久浮中風候同断

今朝の通詞し大砲[illegible]へ[illegible]加比丹八千石の[illegible]居エルゼウタ[illegible]書状送されん
[illegible]の中[illegible]陸[illegible]船[illegible]大[illegible]則[illegible]大砲を
[illegible]上陸守[illegible]船[illegible]今日船より大砲十三發[illegible]陸[illegible]
[illegible]二[illegible]

三日 二月十八日 晴天北東

一 道役守等[illegible]方の玉[illegible]今夜[illegible]
[illegible]
大砲を[illegible]

四日 二月十九日 天氣風候前同し

一 今日[illegible]方[illegible]王三[illegible]守
加比丹[illegible]通詞砲術士廿八[illegible]して大砲を[illegible]
一 去月十八日 二月の[illegible] 正[illegible]して職[illegible]
[illegible]
一 今日[illegible]大砲を[illegible]

職の道[illegible]二千石[illegible]の十二ポンド玉百目の玉[illegible]の[illegible]ポンド玉目の玉五六百[illegible]
此節[illegible]今日[illegible]

五日 正月十九日 快晴風候同前

加比丹[illegible]のもの[illegible]上陸守千石[illegible]を備[illegible]銃[illegible]
[illegible]
一 今日有馬[illegible]七十二ポンド玉[illegible]加比丹[illegible]二千石の大[illegible]
[illegible]大砲を[illegible]レイモン[illegible]銃丸
[illegible]大砲を[illegible]

六日 正月廿日 天氣同前風候南西

加比丹并通詞レイモン砲術士[illegible]の十二ポンド玉の銅銃と十五ポンド玉の鉄銃
[illegible]十[illegible]職[illegible]の
[illegible]加比丹[illegible]

より市街焼候而今日ハ終日くすぶりの出張致羽候下を引取けり

七日　正月廿一日　晴天風定

英朝千五百の兵門より加比丹通詞并外の水夫人と数人召連右上陸場より十二ポントの
洞銃ニて上陸致候ニ付十二ポント短筒ニて三千ある程へ当セて短筒ニて八拾ほと打出しける
火門のあくり船の響ありて放発して艶殿ニ至る
一港へ進て市中の津の口を乗り越て博多の市中に至り市中ニ而兵の二百人
来る一同ニ出口ニて待れして其上備を列越に付て今日ハ帰営しけり
一番ニ十手計ニ而ありて兵を合ちへ廻申ヘの方大砲打し者ニて然るニ付て終了ニ至る
今日市中廻したる所々を焼失致し候而其後又打出し候へ共最早銃墩ニ行八百間
余の家焼と見へ候ニ付又雨頻り小降り出し市中も焼失なる八百間程ニ至る

八日　正月廿二日　云晴天風定

千五百の兵とりて上陸さて
昨日より上陸しける者とも千五百余ニ而又銃墩ニ行て大砲十八挺打ち出して午前又本船
帰る今日ハ銃墩の此者ヘ至る所ニ而又本方役務ニ付下接待役の手の加比丹ニ至る

九日　正月廿三日　晴天風候不定

英朝利船頭通詞鉄銃士共二千五百人上陸して銃墩ニ行て大砲を打ち出し又二千余ある取
しらべ十二名ニ而船頭通詞船を浮て本方場所ニ至り陸の通を取り上る道の所々も味方に

陣中の道ニ而打れ其事ニ至りて危き事ニ付て市中の者多ニ千五百の英船を送り出て本船を
本方よりも引移り在る

十日　正月廿四日　曇天にて雨降り風候同前日

加比丹昨日の如く諸兵を連て上陸し大砲四千二百あまり出張今日船を取り市中の備屋敷
引取るのを見て其後のまゝ船に乗る所ニ逃れ一旦となり市中へ

十一日　正月廿五日　晴天風候如前日

今朝合図に付下接待役砲術士共銃墩を引取りしに加比丹より使として今日大砲筒数
間よりの鉄銃大ツの筒より辞して家へ帰り砲術士の副者キックスク勝手に申付けり
となりて行来垣の上を通り銃墩の外より出て所々見せり又其後備て置くの
鉄銃八百間余程事なり銃事を相辞して人ハ帰りさりけり其所の事も役人へ申し
合付られ今日のみならず役所より其後へ御うかゞいして
一昨日より六千余りに市中浮の在る所の兵より出来りて味方の陣を浮ニ来せし者の中にて
耳にて夜に阿蘭陀人へ申出守大筒出来て賊兵を守て賊役多く手負死人多く有りとて
此事加比丹より耳にして通詞レイモンを以て申立てて答へられけり
一今日も大銃筒の事なりて銃墩より八百千挺船より出て引の大砲出て数多の敵をうちけり
一賊兵ハ千日より乃の事ニ而船ニ来りて一旦のち谷出し其中にて之ニし百二十葉八本をしかと

いつく浮ミしけれは出さんハやうて短艇よならん是所ニ用ゆることのあらさらん損さんたの
なかさうりかくてなりし彼国の十年のとし通詞レイモン物語く

十二日　二月廿六日　天気風候如前日

今日蛮船より大筒弐挺又陸へ送しこれをやうて加比丹上陸し銃壊ニ行て是を故ある者の損し
さかる関係さる事共を船より持せ送し其大筒を打ちかける声ニ行り此申ハ年之
皇張去る所より浦に行り程なく小艇をあとより程よ積て浜辺よこれ待り大筒ハ其
備え及其人ハ買道を又船なるまてハ悪く取上け買道の事なりしと云たる加比丹年の名と
中へとあるた海路を番人を帰る事よの上り唐去の使者に浮ひ出す若し番船ハ出
達ありと引船すみ大筒てうしなくし又ハ路さらにくしかる三日挺ハ本船ハ残し直
座之中より来る此度の大船よ大筒の事ともなくして小艇船籍沼み及其事造記
るありと半たるしられ出り其ら近左中来りし直行の小艇を乞ふる所ゝ出て取
済候よ候せしる所々大筒を出守る文陸より二十七挺船より八三挺なり

十三日　二月廿七日　天気同前風候あり

小艇より此者とか加比丹通詞ゝ陸しし半ちの太さよ及を付以て左門ちし来とし
其及候をなく左門ちより蛮をは浮るへくの立年を皇を以てし出て来し程よ良人去
なるらし願ハくくし甲斐ハく在留候り事の為ニとて帰国の用ともして来候年
ことにとやよりハ左門らく候らるし此ハ宗家を阿蘭陀人学ふ丹羽の事ハ何を海岸ニ

思ふ守護を味方の陣ゟ追うに使方を自分と職とやう間ゆくなりたりる此ハ阿蘭陀
人の大銃ハ用ゆるに及ハ守やと伝左衛門の評定ハ阿蘭陀舎密ニ渡方を台湾への帰帆急さ
候ふ今の評より又本国人の評ふハ帰府の大砲と入用なりんと守り難く此ハ上陸よりまもな
船より又下りし出たるを此事ともまとり伝左衛門来りし此ハ諸兵何を死かたを加比丹城
ゟ出せる加比丹左門ゟよ中くらるゝを具を延しに此ハ伝左衛門左門ゟを申しや出たるを出立なり
西又評ありて此の日逆徒の内を入陣中しる者中ニ賊徒阿蘭陀人々大砲を中て目とふたさ十人
又八十余人と手負死人ハ以て余多囲るにして海守ハ出陣く刻して此りハ五思気候抜るなり
去此ハ陸地ある日浮よ負けたる船々又大筒の破れし時を人陸家中をまかせし事ともて具と
家に方より江府にすとより阿蘭陀国の人ふして紅毛国のあまたまかせし八百ふ後の事ニ
なりて日ハ加比丹を酒食給每人此ハ乙ふ陸中混雜の所ゟ強く阿蘭陀国の役候伴侶の
去つき具事ともハ是ふ是帰之雑しまる味方の陸兵陣営と及迄てあるたり此ハ皆
戦の時大筒免のそれなしして是と阿蘭陀人々陣京ゆくに気遣し此ハ帷幕を
為ふするに事ふ二年の伴り是ゟしやしらふと見ゆるなり候し拝辞して浮陸をまむ
てふくまで候陸中事ゟ為ゟ候伴候して走く左衛門まて来りし小舟を出て行り此ハ小艇の所
ゆくをチンタ酒一瓶是ハ飲ふ是と又西洋の小舟まて咬嚠吧の名酒一瓶名とそを名とし
年浮よ船を浮り錨を揚け船を出す各方逆潮なりうつる事を又元の所を浮り錨を
あるしてはふ難ふ此り其外の海底ハ岩石まて浮を二十尋計りなり積ちる船を出す此て合
残二百何ほつる々味方の地討死の数五千七百八拾人余り味方の図を討出て死人二拾人を数多何ほ

此度使方の條々の趣ハ公方人々より軍事ハ肥後守殿西の方より軍をおこし主となりて西軍ハ
伊豆守殿と左門との十か條也法の事行の桐紋を相通して執り行ひ武の中の事のことなり
此地の風流を見てハ此度の騒乱ハ只の大坂の合戦なりし大事に及ぶべしといふことを存ずると
諸々と蒙る人々なりし

十四日　正月卅日　晴天風ハ北より弱し

錨を揚て帆を張て有馬の海浪を乗り出て加比丹ハ本船に乗りて蔵にて待居候
なんとも平穏に帰つかんとて渡り候所より出帆いたし候

十五日　正月卅一日　雨天風候不定

加比丹書状を認めんとするに本船にて書付を以て取寄せ候
小荷物の利

十六日　二月朔日　天気風候如前日

加比丹を始め諸役の者共手紙を取り乗船せしより天気よろしく
イプを取りて西日に出帆せり候道中にて大風に逢ひ錨を失ひて河内湊に泊し

十七日　二月二日　天気風候同前日

揚陸すべきやうにとも

年前に平戸より拝謁し有馬殿の使者申し上ぐ平戸より加比丹の名代として御礼申し上ぐる
なれ共又此度阿蘭陀人ハ大砲の道具を献上し御城の出勤ハ阿蘭陀の御用の
由ハ銀子の相談なり此度蘭人の出酒肴を賜りて拝領して御礼を遂げる
なり一通りレイモンを召して次日江戸より御献上物加比丹本船へ遣す
なるべし又出帆有馬の出船の御用前後の儀に事すみて船の内本船へ遣し候付
置き利候ハ旅装を免じ本船へ遣し道中より遣し申すべく候

廿八日　二月十二日

今日江戸へ加比丹平戸へ参上し本船より帰り明日出帆候由にて
委細大船の件も申し上げ平戸より送り来る書状を持参され相済み
加比丹此度有馬の御役に御用出勤いたし先達て伝言申し上げ候
御満足に思召され御目付阿蘭陀人共に蔵の中の儀も責て御免

閏正月二日　二月十八日

この人の役に而して職業の者を以て晴天風静にして御用の物品を
レイモン手にて加比丹につぐ

十三日　二月廿九日

大阪に在留して情夛其者の此話而に天大なるを逆徒ども聞て危くなりしかりなりし
おて出取りし了業の外に我自ら人数多く損せしよし有馬か注進ハしとらし
聞てレイモン加比丹と云く

十六日 二月二日

京都に在留する当月の十一日日本の東支日世日の合戦に肥後の勢か敗りて賊主の弥郎を
注殺し舎に東船を遣し逆徒等必死の戦を守味方の死亡も太かりしとそ

第五月二日 三月十九日

今日従中にて守加比丹平戸長同体して内蔵助殿ハ籠り又平戸公の蠣房あたる二位黒殿ハ籠り
本家人の物語を聞ハ此度有馬の逆徒等はの人数二万五千と内首をはかしとも一万五千人
生捕ハ僅に人なりとて其ハ間なるの人にて保護を与へ絵師なりしとて其解ハ楼数ともし
とらし賊将其年齢十七八才なる者にて其行末をかなへたす数多く人ハ肥後の半分人なる
うるなるよしと思へるとし

十九日 六月十六日の注

加比丹よ通詞レイモン二平戸の老臣内蔵助殿と同体して出船より赴と相伝へる
上様ハ深く制なるとし比よりの出状命を福しより出官中出向人同並に謹慎に加へ徳目
但たなりと云なり有馬にて常に即しに依て出雲国なりし長崎奉行出成敗ある所ホルトカルの
通商止むるへしる右ハ角をホル十カルとより於ける事の党相共ある所奉制と利

一取捺へそて来るへしホルトカルの便にて貢とより利なくハ日本の出国ハ金銀銅其余の
出るへ行りて俗にいる皇の事なり此ハ宜敷程に相なさん永く通商もさて庵とする訳
源となる賊かなりとらとハ此注え

二十五日 九月十五日の注

有馬公不顧の地一国に没収せられしとらし

第七月廿九日

従来りハひ来りて平戸長の物語レイエモン間て加比丹よつく其の縁ハ両守て族公ル出にと兵騎
出来れ甚深公出らし從て人ハ日をれて仰告仰り是ハ有馬在陣中日本の二月廿七日比将とれより
命令ありて賊主徳段ハ明日出と攻しても甚深公所局にありて後二十人の兵勢をを集
於ありけ城をとれし了賊主の弥郎に人一人と居すとれ大政分に太政衙に上げ
両年居而公是に従見て前但馬公をも攻来りしれとせ候所是も同じく相共にれも出発
年へて出事ハ前方の両号居而公肥後公と前後の半分り行後公先陣も極めるなり
小田原居而公の先登後肥後公ハいよ及て守て我わりく出を出出へる依る大に浪離
して味方の人を同さ討る死亡の人数七万人に及ひし由なり

天馬異聞大尾

此書ハ其須ノ加比丹カ日記中ニアリシヲ文化年中ノ加比丹
ヘンデレッキズトフ抄写シテ未次独笑翁ニ与シテ翁又如湖
吉雄先生ニ請テ訳ヲ成シ自ラ天馬異聞ト名リ余須又翁ニ
請テ写字シテ帳中ニ秘ス蓋シ有馬ノ戦争タルヤ寛永ノ
寂終ニシテ国ヨリ詳悉ナル記モアルヘキニ云 以下長談論アリシナリ
米沢稲沢格與宗菴誌ト云跋アリシカ紛失シテ覚ヘス申候
間先記ニ居候ダケ申上候右先ッテ様ナル文章ノアリシト
覚申候尚右便見出シ候ヘハ詳ニ可申上候以上

有季
竹田先生函丈　戊子新正既望
右豊後岡藩伊藤樵溪先生所蔵也
騰写之而贈
烘雨矢上先生所云々
天保十一子孟春
南豊後藤碩田

于時嘉永七癸丑極月歳末賜倉地氏之工写

曨山拜識